

公益財団法人日本陸上競技連盟

理事の報酬及び役員等の費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本陸上競技連盟（以下「本連盟」という。）定款第35条の規定に基づき、理事の報酬及び役員等の費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち本連盟を主たる勤務場所とする理事、又はこれに準ずる理事をいう。
- (3) 非常勤理事とは、理事のうち、常勤理事以外の理事をいう。
- (4) 報酬とは、認定法第5条第13号で定める報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費、日当を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本連盟は、常勤理事の職務執行の対価として、報酬を支給することができる。ただし、賞与及び退職金は支給されないものとする。

- 2 非常勤理事は無報酬とし、退職金は支給されない。
- 3 役員等及び専門委員が、本連盟より特別の任務として講師及び原稿執筆を委嘱した者に限り、別に定める規程に基づき謝金等を支給することができる。

(報酬年額の決定)

第4条 常勤理事の各事業年度における報酬総額は、評議員会の決議を経て決定するものとする。

- 2 各常勤理事の報酬年額は、前項に定める総額の範囲内で理事会の決議を経て決定するものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬の支給日、支給方法及び報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定めるものとする。

(費用)

第6条 本連盟は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤理事には通勤に要する交通費として通勤手当を支給することができ、その計算方法は給与規程に準ずるものとする。

(公表)

第7条 本連盟は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改定)

第8条 この規程の改定は、評議員会の決議により行うものとする。

附 則 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。